

置賜圏域の障害者雇用の 現状について

就労支援セミナー

「第25回地域生活支援セミナーinおきたま」

令和7年9月11日

ハローワーク長井 専門援助部門

統括職業指導官 田中 弘幸



本日情報提供したいこと

(1) 法定雇用率の段階的引上げ 等

(2) 山形県における雇用の状況 等

(3) 全国の就職状況

(4) さらなる雇用の促進に向けて 等

(1)－1 法定雇用率の段階的引上げ

全ての事業主は従業員の一定割合(＝法定雇用率)以上の障害者を雇用する義務があります。
これを「障害者雇用率制度」といいます。

(例)常時雇用している労働者が100人の企業の場合

$$100人 \times 2.5\% = \underline{2.50人} \Rightarrow \underline{2人}以上の障害者を雇用する義務あり$$

(法定雇用率(※)) 小数点以下切り捨て

※法定雇用率は段階的引き上げが予定されています。

今はここ↓

	<令和5年度>	<令和6年4月>	<令和8年7月>
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

(1)－2 除外率の引き下げ

職務の性格から一律に障害者雇用率を適用し雇用義務を課すことはなじまない職種があると考えられたため、除外率が設定されていましたが、ノーマライゼーションの観点や職場環境の整備等が進んでいることなどから、段階的に縮小することとなっています。

令和7年4月1日から、各除外率設定業種ごとにそれぞれ**10ポイント引き下げられ**、以下のよう
に変わりました。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬、精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む)	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業(狩猟業を除く)	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	35%
・石炭 ・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

(1)－3 法定雇用率に関するQ&A

・ Q1.常時雇用する労働者とは、具体的にどのような労働者ですか？

A. 1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年を超えて雇用される見込みがある、または1年を超えて雇用されている労働者をいいます。このうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は、短時間労働者となります。

なお、精神障害者・重度身体障害者・重度知的障害者は10時間以上から雇用率にカウント可能です。

Q2.パートやアルバイトの方は、常時雇用する労働者に含まれますか？

A. パートやアルバイトの方であっても、Q1の要件に当てはまれば、常時雇用する労働者に含まれます。

Q3.雇用率の対象となる障害者は、具体的にどのような方ですか？

A. 身体障害者は、身体障害者手帳1～6級に該当する方、知的障害者は、療育手帳の交付(児童相談所などで知的障害者と判定)された方、精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を指します。

(1)－4 障害者雇用における算定方法

障害者雇用率制度では雇用する障害者の数を下表のように算定します

時間 障害種別	週所定労働 30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満 (令和6年4月～)
身体障害者	1	0.5	—
重 度	2	1	0.5 ※2
知的障害者	1	0.5	—
重 度	2	1	0.5 ※2
精神障害者	1	1 ※1	0.5 ※2

20時間以上30時間未満(短時間労働者)は、原則、1人を0.5人としてみなします。

重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてみなします。

短時間重度身体障害者、短時間重度知的障害者、短時間精神障害者※は1人としてみなします。

※令和5年4月1日より、雇入れからの期間等に関係なく1とカウントします。

※令和6年4月より、10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになっています。

(2)－1 山形県における雇用の状況

山形県内に本社を置く民間企業や、公的機関などにおける令和6年6月1日現在の障害者雇用状況(主なポイント)

＜民間企業＞(法定雇用率2.5%)

- 雇用障害者数は3,409.5人で、前年より113.5人増加
実雇用率は2.37%で、前年を0.06ポイント上回り、過去最高
- 法定雇用率達成企業の割合は52.7%で、前年を4.5ポイント下回った

＜公的機関＞(法定雇用率2.8%、山形県教育委員会は2.7%)

- 山形県及び県教育委員会の機関は、3機関中2機関が法定雇用率を達成
- 県内市町村の機関は、52機関中42機関(80.8%)が法定雇用率を達成

＜地方独立行政法人など＞(法定雇用率2.8%)

- 3法人は、いずれも法定雇用率を達成

(2)－2 置賜圏内における雇用の傾向と課題

1

- 民間企業における障害者の実雇用率は順調に伸びているものの、中小企業では障害者雇用の取組が遅れている。

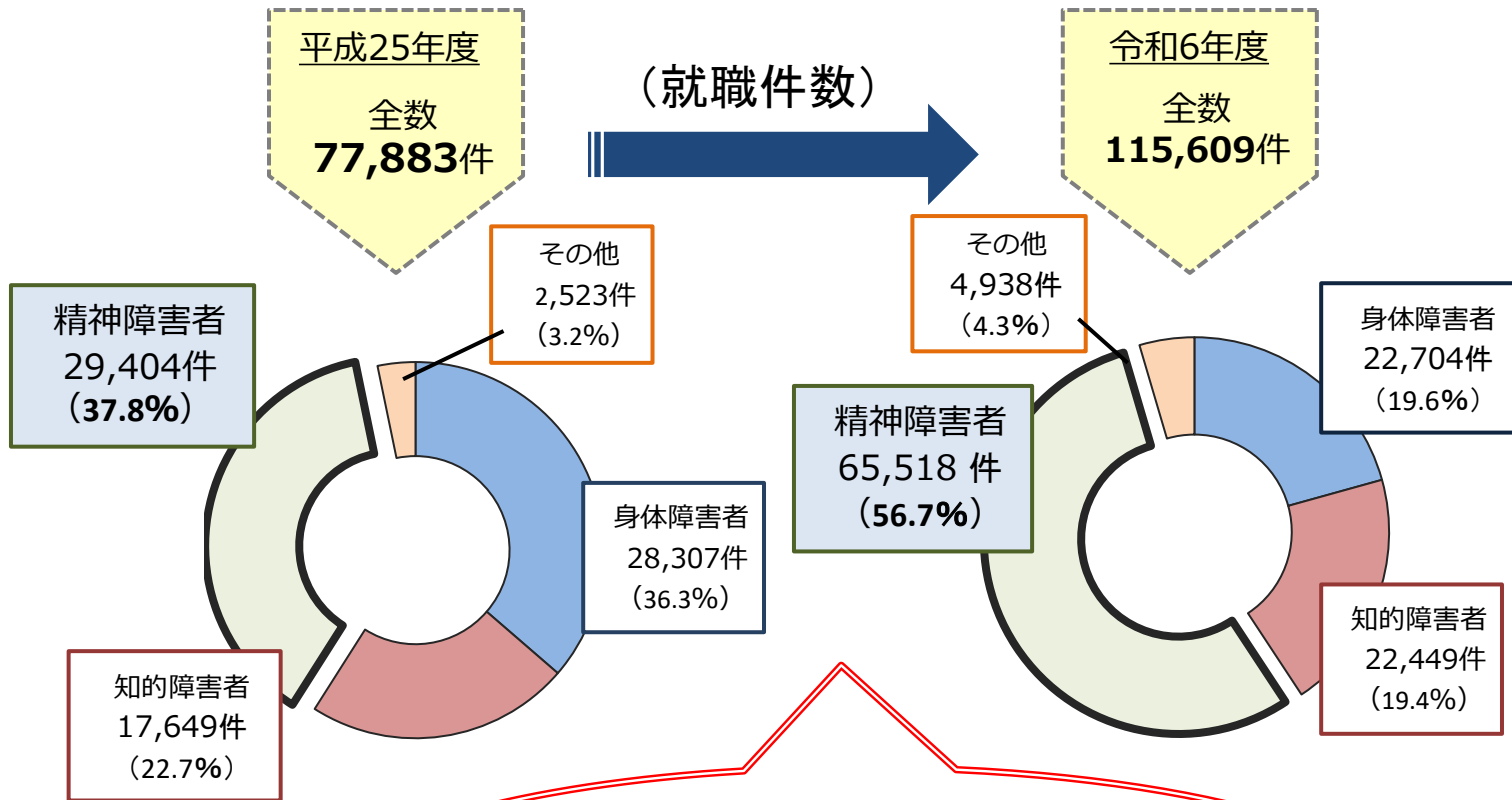
2

- 近年は、身体障害者の新規登録よりも、精神障害者や発達障害者等の新規登録、紹介件数が増加している。
また、一般就労を希望する障害者(求職登録)が減少傾向。

3

- 発達障害、高次脳機能障害、難病障害などの障害の特性に対する理解が乏しく、雇用に結びつかない。

(3) 全国の就職状況



- ◆ 障害者の就職件数全体が大幅に増加
- ◆ 特に「精神障害者」と「その他の障害者※」の増加が顕著

※その他の障害者とは、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病患者、高次脳機能障害者など。

(4)－1 さらなる雇用の促進に向けて ～企業の皆さまへ～

1 見学の受け入れのお願い

- (1) 貴社への応募を希望する障害者の求職者が来所した際には、まずは見学の受け入れをお願いします。
- (2) 求人が未確定であっても、見学⇒実習⇒求人提出⇒紹介⇒面接の流れにより、求職者が業務に対応に対応可能かを見てからの手続きが可能です。また、トライアル雇用(試用雇用)も利用いただけます。

2 各種支援機関との連携した支援

サポートセンターおきたま(置賜障害者就業・生活支援センター)、障害者職業センター、ハローワークの連携によるチーム体制で貴社及び求職者の双方を、採用前～採用後の定着まで支援します。

3 トライアル雇用、各種助成金の積極的活用

障害者トライアル雇用助成金(3～12か月...月4万円)や、特定求職者雇用開発助成金(30万～240万円)を受給いただくことで、就職困難者を雇用する事業所をサポートしています。

(4)－2 さらなる雇用の促進に向けて ～就労支援事業所の皆さまへ～

1 雇用促進の動き

法定雇用率の引き上げにより、障害者雇用に取り組む企業が増加しています。

しかし、「義務だから」といった消極的な理由でなく、雇用率達成により、「法令遵守、社会的責任（CSR）を果たせた」「業務の最適化・効率化につながった」「社員が優しくなり、人事管理能力もアップした」「HPで雇用紹介し企業のイメージアップにつながった」等の声をいただいております、積極的に取り組む動きが高まっています。

2 福祉から一般就労へ

一般就労に移行できる可能性があり、本人も希望している場合は、ぜひハローワークにご来所・ご相談ください。ハローワークに求職登録する方が増えることで、雇用に取り組む企業から提出される求人とのマッチングが進み、一層、就職者の増加及び雇用の促進につながっていきます。

サポートセンターおきたま（置賜障害者就業・生活支援センター）や障害者職業センターとも連携して採用前～採用後の定着まで支援します。

障害者の方の雇用や就職に関するご相談は、
ハローワークの専門援助部門まで

☎0238-22-8155(米沢)

☎0238-84-8609(長井)

